



# 茨城県報

第 2217 号

平成22年9月24日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

- 茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1
- 茨城県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（河川課）…… 5

### 告 示

- 青少年に有益な図書 の 推 奨（女性青少年課）…………… 17
- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 19
- 受胎調節実地指導員の指定（子ども家庭課）…………… 19
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 19
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 20
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 21
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 22
- 定款変更の認可（2件）（農村計画課）…………… 23
- 土地改良区の解散の認可（農村計画課）…………… 23

### （選挙管理委員会）

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数…………… 23

### 公 告

- 開発行為の工事完了（7件）（建築指導課）…………… 25

### （監 査 委 員）

- 定期監査の公表…………… 26
- 財政的援助団体等の監査の公表…………… 31

### （病 院 局）

- 入札公告…………… 32

### 正 誤

- 平成22年3月31日付け茨城県報号外第23号中…………… 34
- 平成22年9月16日付け茨城県報第2215号中…………… 35

## 規 則

### 茨城県規則第44号

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 9 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和45年茨城県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(加入の申込み)」に改め、同条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 申込者（被保険者）告知書

第 3 条第 1 項第 4 号中「(様式第 3 号)」の次に「及び年金管理者の住民票の写し」を加え、同条第 2 項中「申込者告知書」を「申込者（被保険者）告知書」に改め、同条第 4 項中「様式第 6 号の 1」を「様式第 6 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「及び」の次に「第 3 条第 1 項に規定する加入等申書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加え、「ことに」を「ことを」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項、第 2 項）

加 入 等 申 込 書

年 月 日

茨城県知事 殿

(申込者)

氏 名 ⑩

(自署又は記名押印してください。)

茨城県心身障害者扶養共済条例に基づき、茨城県心身障害者扶養共済制度  
に 加 入

したいので、関係書類を添えて申し込みます。

における口数追加を

加入等申込者	(ふりがな) 氏 名	男 女	生 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日
	住 所		心身障害者との続柄	
加入等申込者が扶養している 心身障害者心身障害者	(ふりがな) 氏 名	男 女	生 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日
口 数 追 加	す る ・ し な い			
現在共済制度に加入の有無	有 (加入番号 ) ・ 無			

	従 前 の 地 方 公 共 団 体 名	加入番号	加入年月日 (口数追加)
他制度からの転入者の記載欄			年 月 日 ( 年 月 日)
			年 月 日 ( 年 月 日)

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- 2 申込者 (被保険者) 告知書
- 3 心身障害者の障害の種類及び、程度を証明する書類
- 4 年金管理者指定届書及び年金管理者の住民票の写し

(注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。年金管理者を指定しない場合は、4の書類は必要ありません。

確 認 欄	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊟

※押印に代えて、署名することができます。

様式第6号の1を次のように改める。

様式第6号 (第3条第4項)

(表面)

加入番号	
------	--

茨城県心身障害者扶養共済制度  
加 入 証 書

加入者  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者について、茨城県心身障害者扶養共済条例 (昭和45年茨城県条例第14号) に基づき、次のとおり心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

茨城県知事 ㊟

加 入 者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
加入者が扶養している 心 身 障 害 者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
加 入 日 ( 加 入 等 の 効 力 発 生 の 日 )		年 月 日
掛 金 払 込 予 定 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで

(裏面)

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、証書の再

交付を申請してください。

- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を2月以上滞納したときは、脱退として取り扱いますので御承知ください。
- 3 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となつたときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者がこの制度加入の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので、御承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く亡くなつたときには加入者に対して、心身障害者と加入者が同時に亡くなつたときには加入者の遺族に対して、所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したときには、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になつてから最初に到来する加入月の応答月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金又は年金の額について、条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、速やかに届け出てください。
  - (1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
  - (2) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
  - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。
- 10 その他のこの制度の内容については、お申込みの際に御確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。
- 11 この制度について不明な点がある場合は、市町村、福祉事務所又は県障害福祉課にお問い合わせください。

様式第6号の2（表面）を次のように改める。

様式第6号の2（第3条第4項）

（表面）

加入番号	
------	--

茨城県心身障害者扶養共済制度  
口数追加証書

加入者  
氏名 \_\_\_\_\_

上記の者について、茨城県心身障害者扶養共済条例（昭和45年茨城県条例第14号）に基づき、次のとおり心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

茨城県知事 印

加 入 者	(ふりがな)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

加入者が扶養している 心身障害者	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
加 入 日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号の2(裏面)中「破つたり,よごしたり,又はなくしたときは新しい証書をわたしますから」を「破損し,汚損し,又は紛失したときは,証書の再交付を」に,「滞納しますと」を「滞納したときは」に,「からご承知ください」を「ので御承知ください」に,「死亡したり,」を「死亡し,又は」に,「その月」を「その月の分」に,「,あるいは」を「又は」に,「死亡又は」を「死亡若しくは」に,「や心身障害者の故意または」を「若しくは心身障害者の故意若しくは」に,「のご承知ください」を「ので御承知ください」に改め,「早く」の次に「亡くなつたときには加入者に対して」を加え,「又は同時になくなつたときには,加入者」を「心身障害者と加入者が同時に亡くなつたときには加入者の遺族」に,

「8 掛金や年金の額について,条例の改正があつたときは,改正後の条例の規定を適用するものとします。」を

「8 掛金又は年金の額について,条例の改正があつたときは,改正後の条例の規定を適用するものとします。

9 次の場合には,速やかに届け出てください。

- (1) 加入者,加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- (3) 年金管理者を指定し,又は変更したとき。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか,口数追加に係る掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

10 その他この制度の内容については,お申込みの際に御確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」を御確認ください。

11 この制度について不明な点がある場合は,市長村,福祉事務所又は県障害福祉課にお問い合わせください。」

改める。

付 則

この規則は,公布の日から施行する。

茨城県規則第45号

茨城県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行  
細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第 2 条 法第 5 条第 5 項（法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 1 号）によるものとする。

(特定開発行為許可申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 8 条第 1 項の特定開発行為許可申請書には、省令第 10 条第 1 項の開発区域位置図及び開発区域区域図のほか、対策工事等（法第 11 条の対策工事等をいう。以下同じ。）を行おうとする区域の写真その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第 8 条第 2 項の計画説明書は、工事計画説明書（様式第 2 号）によるものとする。

(対策工事等の着手等の届出)

第 4 条 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届出書（様式第 3 号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を 1 月以上休止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止（再開）届出書（様式第 4 号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 5 条 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を完了するまでの間、当該対策工事等を実施する区域の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第 5 号）を設置しなければならない

(協議の手続)

第 6 条 法第 14 条の協議の手続については、法第 9 条第 1 項の許可の手続の例によるものとする。

(変更の許可の申請)

第 7 条 法第 16 条第 2 項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第 6 号）によるものとする。

2 前項の特定開発行為変更許可申請書には、次に掲げる書類のうち、変更する事項に係るものを添付しなければならない。

- (1) 第 3 条第 2 項の工事計画説明書
- (2) 省令第 8 条第 2 項の計画図
- (3) 省令第 8 条第 5 項の構造計算書

(変更の届出)

第 8 条 法第 16 条第 3 項の規定による届出は、特定開発行為変更届出書（様式第 7 号）を提出して行うものとする。

2 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なく、氏名等変更届出書（様式第 8 号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の氏名等変更届出書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(標識の変更)

第 9 条 法第 16 条第 1 項の許可を受けた者又は前条第 2 項の規定による届出をした者は、第 5 条の規定により設置した特定開発行為許可標識に、当該許可又は届出に係る変更後の事項を記載しなければならない。

(変更の協議の手続)

第10条 法第16条第4項において準用する法第14条の協議の手續については、法第16条第1項の許可の手續の例によるものとする。

（地位の承継の届出）

第11条 法第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書（様式第9号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の地位承継届出書には、法第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

（書類の提出）

第12条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とし、当該書類に係る開発区域（法第10条第1項第1号の開発区域をいう。）の所在地を管轄する土木事務所長又は工事事務所長を経由して提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

第 号
身分証明書
所属 職名 氏名 ( 年 月 日生)
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 5 条第 1 項の規定による立入り及び同法第 21 条第 1 項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
茨城県知事 印

← 12 センチメートル →

↑ 9 センチメートル ↓

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

(基礎調査のための土地の立入り等)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 略

5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10 略

(立入検査)

第 21 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 9 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 18 条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



様式第 2 号 (第 3 条第 2 項関係)

## 工 事 計 画 説 明 書

1 対策 工事等 の計画 の方針	(1) 特定開発行為の目的						
	(2) 対策工事等の種類						
	(3) 対策工事等の設計 に関し特に留意した 事項						
2 急傾 斜地の 崩壊等 のおそ れのある土地 の現況	(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象	ア 急傾斜地の崩壊    イ 土石流    ウ 地滑り					
	(2) 他の法令による指定の状況	ア 砂防指定地                      イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域            エ 保安林                      オ その他					
	(3) 土地の概要	宅地	農地	山林	公共施設 用地	その他	計
		面積 (㎡)					
		比率 (%)					100
(4) 既存砂防施設の状況							
3 開発 区域内 の土地 の現況	(1) 区域	ア 市街化区域    イ 市街化調整区域 ウ ア及びイ以外の都市計画区域又は準都市計画区域 エ その他					
	(2) 地域地区	ア 用途地域    イ その他の地域地区					
	(3) 土地の概要	宅地	農地	山林	公共施設 用地	その他	計
		面積 (㎡)					
		比率 (%)					100
(4) 特定予定建築物の用途							
4 開発 区域内 の土地 利用計 画	(1) 計画の概要	建築物		公共施設 用地	その他	計	
		制限用途	制限用途 以外				
		面積 (㎡)					
	比率 (%)					100	
(2) 特定予定建築物の用途							

備考

- 1 2(1), 2(2), 3(1)及び3(2)は, 該当するものを○で囲むこと。
- 2 開発区域を工区に分けたときは, 工区ごとに作成すること。
- 3 「公共施設用地」とは, 都市計画法第 4 条第14項に規定する公共施設が存在する土地をいう。

様式第 3 号 (第 4 条第 1 項関係)

## 対 策 工 事 等 着 手 届 出 書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号で受けた許可に係る対策工事等に着手したいので、次のとおり届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
作 業 責 任 者	氏名
	連絡先
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

様式第 4 号 (第 4 条第 2 項関係)

対 策 工 事 等 休 止 (再 開) 届 出 書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号で受けた許可に係る対策工事等を休止(再開)したいので、次のとおり届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称	
休 止 ( 再 開 ) 年 月 日	年 月 日
休 止 ( 再 開 ) の 理 由 (具体的に記入すること。)	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

## 様式第 5 号 (第 5 条関係)

特 定 開 発 行 為 許 可 標 識	
開発区域に含まれる地域の名称	
許 可 番 号	年 月 日 指令第 号
許可を受けた者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
開 発 区 域 の 面 積	
特 定 予 定 建 築 物 の 用 途	

注 縦は50センチメートル以上、横は60センチメートル以上とすること。

様式第 6 号 (第 7 条第 1 項関係)

特 定 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号で受けた許可について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第 1 項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発区域に含まれる地域の名称		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後
特 定 予 定 建 築 物 の 用 途		
特 定 予 定 建 築 物 の 敷 地 の 位 置		
対 策 工 事 の 種 類		
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の種類		
変 更 の 理 由		
添 付 図 書 (該当するものを○で囲むこと)	工事計画書説明書	計画図 構造計算書

様式第 7 号 (第 8 条第 1 項関係)

## 特 定 開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所

在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第

号で受けた許可について、土砂災害警戒区域等における土砂

災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項ただし書の規定に該当する変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
特 定 予 定 建 築 物 の 用 途		
対策工事等の着手予定年月日		
対策工事等の完了予定年月日		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

様式第 8 号 (第 8 条第 2 項関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所

在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた者の氏名等を変更したので、次のとお

り届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称			
変 更 の 内 容	変 更 前	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	変 更 後	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

様式第 9 号 (第 11 条第 1 項関係)

## 地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 指令第

号で許可を受けた者の地位を承継したので、次のとおり関係

書類を添えて届け出ます。

開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
地位を継承した者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	

備考 地位を承継したことを証する書類を添付すること。



# 告 示

## 茨城県告示第1115号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第12条の規定により，平成22年度優良図書については次のとおり推奨する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	種類	区分	図書名	著者名	出版社名	推奨理由
1	図書	幼児向け	あめ ぼぼぼ	ひがしなおこ さく／きうちた つろう え	くもん出版	内容が青少年の健全育成上有益である。
2	図書	幼児向け	おしくら・まんじゅう	かがくいひろし	ブロンズ新社	
3	図書	幼児向け	だっこのおにぎり	長野ヒデ子 作 ／つちだのぶこ 絵	俊成出版社	
4	図書	幼児向け	ほくだけのおにいちゃん	福田岩緒	文研出版	
5	図書	幼児向け	むにゃむにゃきゃっきゃっ	柳原良平	こぐま社	
6	図書	幼児・小学校低学年向け	あかりをけすと	こばやしゆかこ	学研教育出版	
7	図書	幼児・小学校低学年向け	もっとおおきなたいほうを	二見 正直	福音館書店	
8	図書	小学校低学年向け	おとうさんのちず	ユリ・シュルヴァ イツ 作／さ くまゆみこ 訳	あすなる書房	
9	図書	小学校低学年向け	がまんのケーキ	かがくいひろし	教育画劇	
10	図書	小学校低学年向け	ひみつのカレーライス	井上荒野 作 ／田中清代 絵	アリス館	
11	図書	小学校低学年向け	ぶんかいきょうだい	西平あかね	アリス館	
12	図書	小学校低学年向け	むね とんとん	さえぐちひろこ 作／松成真理子 絵	小峰書店	
13	図書	小学校低学年向け	ワンガリの平和の木 アフリカでほんとうにあったお はなし	ジャネット・ウ インター 作 ／福本友美子 訳	B L 出版	
14	図書	小学校中学年向け	いのちをいただく	内田美智子 文 ／諸江和美 絵	西日本新聞社	
15	図書	小学校中学年向け	牛をかぶったカメラマン キートン兄弟の物語	レベッカ・ボン ド 作／福本友 美子 訳	光村教育図書	
16	図書	小学校中学年向け	うそつきにかんぱい！	宮川ひろ 作 ／小泉るみ子 絵	童心社	
17	図書	小学校中学年向け	変わり者のピッポ	トレイシー・E・ ファーン 文 ／ポー・エストラ ーダ 絵／片岡 しのぶ 訳	光村教育図書	
18	図書	小学校中学年向け	きもだめし☆攻略作戦	野泉マヤ 作 ／狩野富貴子 絵	岩崎書店	

番号	種類	区分	図書名	著者名	出版社名	推奨理由
19	図書	小学校中学年向け	少年の木 希望のものがたり	マイケル・フォ アマン 作・絵 ／柳田 邦男 訳	岩崎書店	内容が青少年の健全育 成上有益で ある。
20	図書	小学校中学年向け	すみ鬼にげた	岩城範枝 作 ／松村公嗣 絵	福音館書店	
21	図書	小学校中学年向け	その手に一本の苗木を	クレア・A・ニ ヴォラ 作／柳 田邦男 訳	評論社	
22	図書	小学校中学年向け	チョコレートがおいしいわけ	はんだのどか	アリス館	
23	図書	小学校中学年向け	どうしてほくをいじめるの？	ルイス・サッカ ー 作／はらる い 訳	文研出版	
24	図書	小学校中学年向け	マグロをそだてる	熊井英水監修 ／江川多喜雄 文 ／高橋和枝 絵	アリス館	
25	図書	小学校高学年向け	あきらめないで ～白血病と闘った私の日々～	マルティナ・ア マン 作／本田 雅也 訳	徳間書店	
26	図書	小学校高学年向け	命の教室 動物管理センターからのメッ セージ	池田まき子	岩崎書店	
27	図書	小学校高学年向け	前奏曲は、荒れもよう	今井恭子 作 ／西巻茅子 画	福音館書店	
28	図書	小学校高学年向け	グリーンフィンガー 約束の庭	ポール・メイ 作／シャーン・ ペイリー 絵 ／横山 和江 訳	さ・え・ら書房	
29	図書	小学校高学年向け	言葉はライブだ！	内多勝康	岩崎書店	
30	図書	小学校高学年向け	建具職人の千太郎	岩崎京子 作 ／田代三善 絵	くもん出版	
31	図書	小学校高学年向け	地球最北に生きる日本人	武田 剛	フレーベル館	
32	図書	小学校高学年向け	ノエル先生としあわせのクー ポン	ジェシー・モル ゲンステルン 作／宮坂 宏美・ 佐藤美奈子 訳 ／西村敏雄 絵	講談社	
33	図書	小学校高学年向け	ハーブガーデン	草野たき 作 ／北見葉胡 絵	岩崎書店	
34	図書	小学校高学年向け	ひとりたりない	今村葦子 作 ／堀川理万子 絵	理論社	
35	図書	中学生向け	神々の午睡（うたたね）	あさのあつこ	学研パブリッシ ング	
36	図書	中学生向け	14歳のノクターン	さとうまきこ	ポプラ社	
37	図書	中学生向け	少年少女飛行倶楽部	加納朋子	文芸春秋	
38	図書	中学生向け	席を立たなかったクローデット	フィリップ・フ ース 作／渋谷 弘子 訳	汐文社	
39	図書	中学生向け	空の飛びかた	セバスティアン ・メッシェン モーザー 作 ／関口祐昭 訳	光村教育出版	
40	図書	中学生向け	トラム、光をまき散らしながら	名木田恵子	ポプラ社	

番号	種類	区分	図書名	著者名	出版社名	推奨理由
41	図書	中学生向け	反撃	草野たき	ポプラ社	内容が青少年の健全育成上有益である。
42	図書	中学生向け	ミムス	リリ・タール 作/木本栄 訳	小峰書店	
43	図書	中学生・高校生勤 労青年向け	園芸少年	魚住直子	講談社	
44	図書	中学生・高校生勤 労青年向け	靴を売るシンデレラ	ジョン・パウ アー 作/灰島 かり 訳	小学館	
45	図書	高校生勤労青年向 け	遠まわりして、遊びに行こう	花形みつる	理論社	

## 茨城県告示第1116号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配給会社
2789	映画	後妻の情交 うずき泣く尻	オーピー映画
2790	映画	肉体婚活 寝てみて味見	オーピー映画
2791	映画	癒しの遊女 濡れ舌の蜜	オーピー映画
2792	映画	性愛婦人 淫夢にまみれて	オーピー映画
2793	映画	悪魔の毒々ボウリング（原題）GUTTERBALLS	ギャガ（カナダ）
2794	映画	オガムド～五感度～（原題）FIVE SENSES OF EROS	エスピーオー（韓国）

## 茨城県告示第1117号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成22年9月15日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 森 谷 友 絵

住 所 茨城県牛久市ひたち野西1丁目5番地4 ラクーン・ヒル102

## 茨城県告示第1118号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812200145	さくら・介護ステーション鹿嶋	鹿嶋市鉢形台二丁目3-1	株式会社スガワラカンパニー	鹿嶋市鉢形台二丁目3-1	平成22年10月1日	居宅介護 重度訪問介護

### 茨城県告示第1119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

荒川沖ショッピングセンター

土浦市荒川沖東二丁目7番1号

##### (2) 届出の概要

###### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成22年5月31日

###### イ 変更しようとする事項

###### (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時～午後8時

(変更後) 午前8時～翌午前1時

###### (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前7時30分～翌午前1時30分

##### (3) 届出年月日

平成22年5月19日

#### 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 騒音発生に係る対応等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音規制法他、公害関係法令に規定する特定施設等を設置する場合には、事前に届出が必要です。</li> <li>・ 騒音特定施設を設置し、騒音規制法上の特定工場等となった場合には規制基準を遵守してください。</li> <li>・ 騒音苦情等が生じた場合には、信義に従って誠実に対処してください。</li> </ul> </li> <li>○ 廃棄物対策等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗の事業活動に伴い発生するごみ</li> </ul> </li> </ul>	<p>騒音規制法及び公害関係法令による</p> <p>廃棄物の減量化及びリサイクルの推進活動として</p>

は、廃棄物処理法並びに容器包装リサイクル法などの資源循環に関わる法令に基づき適正に処理し、廃棄物の発生抑制に努めていただきたい。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸大宮ショッピングセンター

常陸大宮市下村田字坪井上2369番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成22年9月2日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 常陸大宮街づくり株式会社

代表取締役 岡 崎 信 幸

常陸大宮市下村田2387番地

（変更後） 常陸大宮街づくり株式会社

代表取締役 黒 澤 明 雄

常陸大宮市下村田2387番地

(3) 届出年月日

平成22年8月13日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年9月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 上檜沢下小川停車場線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市下檜沢字新田 2676番1地先から	旧	メートル 最大 16.9 最小 4.4	メートル 519	
		新	最大 16.9 最小 5.2	519
常陸大宮市下檜沢字中ノ内 2609番4地先まで				

## 茨城県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年9月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 筑西つくば線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑西市松原字西沼1263番1地先から 筑西市松原字城ノ内323番3地先まで	旧	メートル 最大 9.0 最小 6.3	メートル 184	
		最大 15.8 最小 6.0	216	
	新	最大 24.3 最小 8.0	184	現道拡幅
		最大 15.8 最小 6.0	211	

## 茨城県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年9月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 筑西つくば線  
 2 供用開始の区間 筑西市松原字西沼1263番1地先から

筑西市松原字城ノ内419番1地先まで

3 供用開始の期日 平成22年9月27日

茨城県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年9月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 常陸那珂港山方線

2 供用開始の区間 那珂郡東海村大字照沼字渚768番2地先から

那珂郡東海村大字照沼字原150番2地先まで

3 供用開始の期日 平成22年10月5日

茨城県告示第1125号

潮来市北浦湖岸土地改良区から平成22年9月3日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年9月15日認可した。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1126号

玉造町土地改良区から平成22年7月15日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年9月17日認可した。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1127号

南指原土地改良区から平成22年9月13日付けで認可申請のあった、当該土地改良区の解散については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により同月15日付けで認可した。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成22年9月24日



## 茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,630人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,630人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

471,915人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

水戸市選挙区	68,215人
日立市選挙区	53,490人
土浦市選挙区	36,619人
古河市選挙区	16,102人
石岡市選挙区	14,069人
下館市選挙区	17,071人
結城市選挙区	14,327人
竜ヶ崎市選挙区	21,289人
下妻市選挙区	9,528人
水海道市選挙区	11,041人
常陸太田市選挙区	10,561人
高萩市選挙区	8,839人
北茨城市選挙区	13,393人
笠間市選挙区	7,884人
取手市選挙区	21,836人
岩井市選挙区	11,432人
牛久市選挙区	22,017人
つくば市選挙区	54,049人
ひたちなか市選挙区	42,069人
鹿嶋市選挙区	18,038人
守谷市選挙区	16,346人
潮来市選挙区	19,112人
東茨城郡南部選挙区	30,881人
東茨城郡北部選挙区	7,383人
西茨城郡選挙区	19,897人
那珂郡選挙区	37,047人



久 慈 郡 選挙区	11,889人
鹿 島 郡 選挙区	38,471人
稲 敷 郡 選挙区	33,536人
新 治 郡 選挙区	24,921人
筑 波 郡 選挙区	12,330人
真 壁 郡 選挙区	20,268人
結 城 郡 選挙区	15,141人
猿 島 郡 選挙区	37,002人
北 相 馬 郡 選挙区	14,418人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

471,915人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

471,915人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

471,915人

---

**公 告**

---

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年9月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市飯田字分洞4015番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂市飯田3632番地4  
鈴木 祐 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市鴻巣字下條606番8，同番9
- 2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷4468番地20サンハイムトヨダ B 棟101号室

小 林 泰 範

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市鴻巣字札山2787番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷3886番地 2 ミルフィーユ E・S201号室

大 塚 宏 樹, 大 塚 裕 美

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字宮久保788番 2, 字道添789番10

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸789番地 2

近 馬 克 之

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字宮久保788番 4, 同番 5, 字道添789番 2, 同番 9

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸789番地 2

近 馬 功 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市江戸崎字新山甲857番 5

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市江戸崎乙1539番地 2 (メゾニティー江戸崎101)

斗 沢 孝 浩, 斗 沢 早 苗

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字江川字天神下3961番 5, 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田 1 丁目 5 番41号 Dear 堀川マンション303

内 田 みつる, 内 田 早 姫

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき, 定期監査をしたので, 同条第9項の規定により,

次のとおり公表する。

平成22年9月24日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
 同 細 谷 典 幸  
 同 島 崎 英 男  
 同 齋 藤 良 彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県県北食肉衛生検査所	22. 6. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県精神保健福祉センター	22. 6. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県環境放射線監視センター	22. 6. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸桜ノ牧高等学校	22. 6. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県肥飼料検査所	22. 6. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県監査委員事務局	22. 6. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸第一高等学校	22. 6. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県病害虫防除所	22. 6. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁高校教育課	22. 6. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁特別支援教育課	22. 6. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁福利厚生課	22. 6. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部環境政策課	22. 6. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部環境対策課	22. 6. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁保健体育課	22. 6. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部保健予防課	22. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立図書館	22. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸飯富養護学校	22. 6. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県中央水道事務所	22. 6. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、経済性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県鹿島下水道事務所	22. 6. 29	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県南水道事務所	22. 6. 29	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県知事公室女性青少年課	22. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部廃棄物対策課	22. 6. 30	財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 不法投棄廃棄物の代執行経費に係る収入未済額について、法的に適確な徴収対策をとらなかったことは適切でない。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県商工労働部中小企業課	22. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁文化課	22. 6. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県消費生活センター	22. 7. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県計量検定所	22. 7. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸商業高等学校	22. 7. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部人事課	22. 7. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部生活衛生課	22. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県ひたちなか保健所	22. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局都市計画課	22. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県会計事務局	22. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立内原養護学校	22. 7. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部行財政改革・地方分権推進室	22. 7. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部検査指導課	22. 7. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県労働委員会事務局	22. 7. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部消防防災課	22. 7. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県知事公室秘書課	22. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部地域支援局市町村課	22. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部国際課	22. 7. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部障害福祉課	22. 7. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県商工労働部労働政策課	22. 7. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局住宅課	22. 7. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部管財課	22. 7. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部子ども家庭課	22. 7. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県商工労働部職業能力開発課	22. 7. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県自転車競技事務所	22. 7. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県商工労働部観光物産課	22. 7. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所	22. 7. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局つくばヘリポート管理事務所	22. 7. 22	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立中央病院	22. 7. 22	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部長寿福祉課	22. 7. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立友部病院	22. 7. 23	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部医療対策課	22. 7. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局下水道課 (一般会計・特別会計)	22. 7. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局下水道課 (鹿島臨海都市計画下水道事業)	22. 7. 26	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局	22. 7. 26	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県病院局	22. 7. 26	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立産業技術短期大学校	22. 7. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立産業技術短期大学校 併設水戸産業技術専門学院	22. 7. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立大子清流高等学校	22. 7. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局 つくば地域振興課	22. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農業経済課	22. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部営繕課	22. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部原子力安全対策課	22. 7. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局鹿行水道事務所	22. 7. 30	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県西水道事務所	22. 7. 30	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局水質管理センター	22. 7. 30	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部危機管理室	22. 8. 2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県生活環境部生活文化課	22. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県商工労働部産業政策課	22. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県商工労働部産業技術課	22. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部用地課	22. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県知事公室広報聴課	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部情報政策課	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部薬務課	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁財務課	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。



機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立藤代紫水高等学校	22. 8. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部福祉指導課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農産課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部港湾課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁総務課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁義務教育課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県教育庁生涯学習課	22. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸第三高等学校	22. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立笠間高等学校	22. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常総保健所	22. 8. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北家畜保健衛生所	22. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局建築指導課	22. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部水・土地計画課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部園芸流通課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部漁政課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部水産振興課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農地局農村計画課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農地局農地整備課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農地局農村環境課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部道路建設課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部道路維持課	22. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部事業推進課	22. 8. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部科学技術振興課	22. 8. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部厚生総務課	22. 8. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部農政企画課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部畜産課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部林政課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農林水産部林業課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県土木部監理課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部河川課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局都市整備課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土木部都市局公園街路課	22. 8. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部地域計画課	22. 8. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局 ひたちなか整備課	22. 8. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北農林事務所 常陸大宮地域農業改良普及センター	22. 8. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部職員課	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部財政課	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部税務課	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部地域支援局県民センター総室	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部空港対策課	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部統計課	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県警察本部	22. 8. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県総務部総務課	22. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企画部企画課	22. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県議会事務局	22. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県人事委員会事務局	22. 8. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年9月24日

茨城県監査委員 石 川 多 聞  
同 細 谷 典 幸  
同 鳥 崎 英 男  
同 齋 藤 良 彦

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部 茨城県済 生会	22. 7. 21	平成21年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県立こども病院 3,363,269,081円	公の施設の指定管理に係る 出納その他の事務の執行は、 適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県企業公社	22. 7. 30	平成21年度	[出資金] 県出資金 (基本金) 30,000,000円 40,000,000円	出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

( 病 院 局 )

### ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年9月24日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物件名及び数量

- ① 高出力外科用移動型X線Cアーム 1式
- ② 無停電電源装置 1式

##### (2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書(仕様書)」で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期限

- ① 平成23年3月15日(火)
- ② 平成22年12月28日(火)

##### (4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528番地  
茨城県立中央病院内

##### (5) 入札方法

ア 入札は上記1(1)①～②の物件ごとに実施する。

イ 入札金額は、購入物件の総額を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。

オ 入札執行回数は2回を限度とする。

カ 購入代金総額には、購入物件のほか、納入に要する一切の費用並びに設置から正常な稼動までに必要な一切の工事、調整に要する費用を含むものであること。

##### (6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程(平成18年茨城県病院事業管理規程第21号)第114条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者で



あること。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書の交付場所及び問合せ先

〒310-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 会計課

電話 0296-77-1121 内線：2020

- (2) 入札説明書の交付期間

平成22年9月24日から平成22年10月21日（土・日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

- (3) 入札書の受領期限

平成22年11月5日（金）午前10時00分

（郵送による入札の場合は、平成22年11月4日（木）午後5時必着）

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年11月5日（金）午前10時00分

（上記1(1)①～②の物件ごとに、順次実施する。）

茨城県立中央病院 既存棟大会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、上記1(1)の①～②の物件ごとに、一般競争入札参加資格確認申請書に2(4)及び(5)を証明する書類を添付して3(1)に示す場所に平成22年10月21日（木）までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (イ) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (ウ) 記名又は押印を欠くとき
- (エ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (オ) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (カ) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (キ) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- (ク) 代理人が委任状を持参しないとき
- (ケ) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

イ 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

ウ 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日のまでの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

エ 入札時点において 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（茨城県病院事業管理規程第21号）第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① X-rays C arm device 1 set
- ② Uninterruptive power supply 1 set

(2) Time limit for tender:

5:00 PM, 4 November 2010 in case of by mail: 10:00 AM, 5 November 2010 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.  
6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.  
TEL 0296-77-1121 ex2020

## 正 誤

平成22年3月31日付け茨城県報号外第23号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から 3	様式第 5 号	様式第 5 号 (第 6 条関係)

平成22年9月16日付け茨城県報第2215号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から13	中丸川土地改良区定款の写し	大洗町土地改良区定款の写し

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)